

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類

区分	種類	内容・例示等	
産業廃棄物	燃え殻	産業廃棄物の焼却灰、活性炭等	
	汚泥	し尿を含まない排水処理施設の余剰汚泥、建設汚泥、各種泥状物	
	廃油	鉱物性廃油及び動植物性廃油	
	廃酸	水素イオン濃度指数 7.0 未満の酸性廃液	
	廃アルカリ	水素イオン濃度指数 7.0 を超えるアルカリ性廃液	
	廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る廃プラスチック類	
	ゴムくず	天然ゴムのくず（合成ゴムは廃プラスチック類）	
	金属くず	鉄くず、空きかん、ブリキ・トタン等	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、耐火レンガくず等	
	銲さい	高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい等	
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片等	
	ばいじん	大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
	特定の事業活動に伴うもの	紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業及びパルプ、紙、紙加工品製造業にて生ずる紙くず（古紙を含む。）
木くず		建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業にて生ずる木くず並びに木材の輸入を行っている総合商社、貿易商社等の輸入木材に係る木くず、貨物の流通のために使用したパレット等	
繊維くず		建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）にて生ずる天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類）	
動植物性残さ		食料品製造業、医薬品製造業及び香料製造業で原料として使用した動植物に係る固形状の不要物	
動物系固形不要物		と畜場においてとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	
動物のふん尿		畜産農業に伴って生ずる家畜のふん尿	
動物の死体		畜産農業に伴って生ずる動物の死体	
13 号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの（例：有害汚泥等のコンクリート固化物）		
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）	
	廃酸	著しい腐食性を有する水素イオン濃度指数 2.0 以下の廃酸	
	廃アルカリ	著しい腐食性を有する水素イオン濃度指数 12.5 以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれ若しくは付着している産業廃棄物又はそのおそれのある産業廃棄物	
	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油	
		PCB 汚染物	PCB が塗布、染み込み、付着、又は封入されている産業廃棄物
	PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの、廃油(0.5mg/kg)、廃酸又は廃アルカリ(0.03mg/L)、廃プラスチック類又は金属くず(付着又は封入)、それ以外(0.003mg/L)	
	廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの、水銀使用製品産業廃棄物等から回収した廃水銀、水銀の精製に伴って生じた残さ等	
	廃石綿等	吹付石綿除去物、石綿保温剤・断熱材等の建材（飛散性のない石綿スレート管等を除く。）	
	銲さい	含まれる有害物質等が基準に適合しないもの (有害物質等) アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類	
	燃え殻		
	汚泥		
	廃油		
廃酸			
廃アルカリ			
ばいじん			
13 号廃棄物			

名称	内容・例示等
石綿含有産業廃棄物	石綿を含む建材であって、廃石綿等に該当しないもの（飛散性のない石綿スレート管等）
水銀使用製品産業廃棄物	水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったもの（例：水銀使用が明らかな廃蛍光灯、廃電池等）
水銀含有ばいじん等	水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、銲さい（1 kg 又は 1L 当たり 15 mg を超えて含有するもの）